

(3) 所得控除額を求めます。

それぞれの控除ごとに控除金額を求め、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」の該当する欄に記入してください。※令和5年中とは、令和5年1月1日から12月31日までの期間を指します。

○所得控除の種類 (太字は計算式)

⑬社会保険料控除 必要書類：領収書、控除証明書、支払証明書など
本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った国民健康保険税、健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、介護保険料(第一号被保険者)、雇用保険、厚生年金等に対する控除。
※年金より天引きされている金額は本人のみの適用です。
支払金額＝社会保険料控除額

⑭小規模企業共済等掛金控除 必要書類：領収書
令和5年中に支払った小規模企業共済掛金(旧第二種共済掛金を除く)や心身障害者扶養共済掛金などが対象の控除。
支払金額＝小規模企業共済等掛金控除

⑮生命保険料控除 必要書類：生命保険料控除証明書
令和5年中に支払った本人や本人の配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料に対する控除

下記の表に基づいて求めた①一般の生命保険控除額+②個人年金控除額+③介護・医療控除額 ※(控除限度額7万円)
各区区分ごとの控除額の計算式(生命保険料控除)

保険料の区分	控除額の計算式
①一般の生命保険 ②個人年金	(1)新契約の控除額+(2)旧契約の控除額 ※①②それぞれ計算。限度額28,000円。
③介護・医療	(1)新契約の控除額 ※限度額28,000円

平成24年1月1日以後に締結した保険契約 単位:円

保険料の区分	支払保険料額	生命保険料控除額(1)
一般の生命保険	~12,000	支払金額
個人年金	12,001~32,000	支払金額÷2+6,000
介護・医療 共通の計算式	32,001~56,000	支払金額÷4+14,000
	56,001~	28,000

平成23年12月31日以前に締結した保険契約 単位:円

保険料の区分	支払保険料額	生命保険料控除額(2)
一般の生命保険	~15,000	支払金額
個人年金	15,001~40,000	支払金額÷2+7,500
共通の計算式	40,001~70,000	支払金額÷4+17,500
	70,001~	35,000

⑯地震保険料控除 必要書類：地震保険料控除証明書
本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する居住用家屋・生活用動産のために令和5年中に支払った地震保険料に対する控除。また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料に対する控除
下記の表に基づいて求めた①地震保険料控除額+②旧長期損害保険料控除額 ※(控除限度額2万5千円)
※1つの契約で地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合は、いずれか一方の控除しか適用できません。

地震保険料控除の計算式 単位:円

保険料の区分	支払保険料額	地震保険料控除額
①地震保険料	0~50,000	支払金額÷2
	50,001~	25,000
②旧長期損害保険料(経過措置)	0~5,000	支払金額
	5,001~15,000	支払金額÷2+2,500
	15,001~	10,000

⑰寡婦・⑱ひとり親控除 本人がひとり親の場合30万円、寡婦(ひとり親に該当しない場合)の場合、26万円が控除されます。

⇒表面より(所得控除の記載例:本庄太郎さんの場合)
4. まず、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に令和5年中に支払った保険の種類と保険料を記入します。

⑲雑損控除 必要書類：災害等に関するやむを得ない支出領収
本人や本人と生計を一にする総所得金額等が48万円以下の配偶者、その他の親族の住宅や家財などについて、令和5年中に災害や盗難などによる損失又は災害等に関する支出がある場合の控除 **I・IIのうち多い金額**
I (損失金額-保険金等で補填される金額) - (総所得金額等×10%)
II 損害金額のうち災害関連支出の金額-5万円

㉑医療費控除 必要書類：医療費控除の明細書
本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った医療費に対する控除 ※(控除限度額200万円)
(令和5年中の医療費の総額-保険金等で補填される金額) - {10万円(所得が200万円までの人は所得の5%)}
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けられる場合は、セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。従来の医療控除又は特例のどちらか一方のみ受けることができます。※(控除限度額8万8千円)
(令和5年中のOTC医薬品購入費-保険金等で補填される金額) -12,000円

・ひとり親控除・婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない人(事実上婚姻関係にある場合を除きます。)で、総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下。
・寡婦控除…次の①②のいずれかに該当する人。(事実上婚姻関係にある場合を除きます。)①夫と離婚し、再婚せず、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の人。②夫と死別し、再婚していないか、夫の生死が明らかでない人で合計所得金額が500万円以下の人。

5. つづいて、控除額を求めます。社会保険料は支払った保険料の合計35万円を「4 所得から差し引かれる金額」の社会保険料控除欄に転記します。

6. 生命保険料 控除は左記の「生命保険料控除の計算式」に当てはめて計算します。これを生命保険料控除欄に記入します。

①旧一般生命保険 60,000÷4+17,500=32,500
②新個人年金 80,000→限度額28,000
③介護医療保険 50,000÷4+14,000=26,500
①+②+③=87,000→限度額70,000円(控除額)

7. 次に、扶養する親族について記入します。妻の合計所得が48万円以下のため配偶者控除欄に氏名、個人番号等を記入します。また、桃子さんについては扶養控除欄に氏名、個人番号等を記入し、さらに別居のため第二表12欄に東京の住所を記入します。

8. 最後に、年齢要件から確認した控除額を「4 所得から差し引かれる金額」の配偶者控除欄と扶養控除欄に記入し、合算した金額を合計欄に記入します。

花子52歳…配偶者控除33万円
桃子22歳…特定扶養45万円
次郎15歳…控除対象外

9. 次郎さんについては16歳未満の扶養親族欄に氏名、個人番号等を記入します。

㉒配偶者控除

合計所得が48万円以下の生計を一にする配偶者(内縁を除く)がいる場合の控除。昭和29年1月1日以前生まれ(70歳以上)の場合、老人配偶者となります。控除額は下表のとおりです。

㉓配偶者特別控除

生計を一にする配偶者の所得金額に応じて配偶者特別控除が認められます。下記の表に基づき算出した配偶者特別控除額を⑯欄に記入してください。

単位:円

所得税控除額	配偶者控除 老人配偶者控除	配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
所得税控除額	配偶者特別控除	0~180,000	330,000	220,000	110,000
		180,001~480,000	380,000	260,000	130,000
		480,001~950,000	330,000	220,000	110,000
		950,001~1,000,000	330,000	220,000	110,000
		1,000,001~1,050,000	310,000	210,000	110,000
		1,050,001~1,100,000	260,000	180,000	90,000
		1,100,001~1,150,000	210,000	140,000	70,000
		1,150,001~1,200,000	160,000	110,000	60,000
		1,200,001~1,250,000	110,000	80,000	40,000
		1,250,001~1,300,000	60,000	40,000	20,000
		1,300,001~1,330,000	30,000	20,000	10,000

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除は適用されません。この場合において生計を一にする合計所得48万円以下の配偶者がいるときは、「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」にチェックしてください。

■寄附金控除

都道府県又は市区町村(ふるさと納税等)、埼玉県内の共同募金会又は日本赤十字社、埼玉県の条例で指定したものの又は本市の条例で指定したものと及び東日本大震災に係る義援金等で一定の要件を満たしたものである寄附金の合計額が、2,000円を超えた場合は、寄附金控除の対象となります。詳細は市民税係にお問い合わせください。